三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	3,037.5
くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分）	2,027.2
くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等	75.7
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分）	16.0
くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	1,141.1

○国土交通省告示第三百十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和八年二月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一級河川大淀川水系大淀川改修工事（大岩田遊水地）及びこれに伴う排水施設付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　宮崎県都城市下長飯町、大岩田町及び都島町地内

２　使用の部分　宮崎県都城市下長飯町地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

「一級河川大淀川水系大淀川改修工事（大岩田遊水地）及びこれに伴う排水施設付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、「一級河川大淀川水系大淀川改修工事（大岩田遊水地）」（以下「本体事業」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第３条第１項に規定する河川のうち一級河川に関する事業であることから、法第３条第２号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本件事業のうち、「これに伴う排水施設付替工事」（以下「関連事業」という。）は、本体事業の施行により遮断される排水路の従来の機能を維持するため、起業者が施行する付替工事であることから、法第３条第５号に掲げる地方公共団体が設置する排水施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

本件事業は、起業者により既に開始されていることから、起業者は、本件事業を遂行する意思を有すると認められる。

また、本体事業は、一級河川大淀川水系大淀川（以下単に「大淀川」という。）に係る工事であり、河川法第９条第１項の規定により、一級河川の管理（河川工事を含む）は国土交通大臣が行うものとされていることに加え、関連事業は、法第18条第２項第３号に掲げる書面により、起業者が排水路の管理者である都城市長から同意を得ていることから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

大淀川は、その流域に宮崎県都城市（大淀川上流部）を含む流域を有する治水上重要な河川である。都城市は、周囲を山々に囲まれたすり鉢状の盆地であり、山地部に降った雨が盆地内に流れ込むため、大淀川中流部の狭さく部へ流下する際に大淀川の流量が増大する。その結果、氾濫危険水位を超過し、洪水による浸水被害及び人的被害（以下「洪水被害」という。）がたびたび発生している。近年では、令和４年９月の台風第14号に伴う豪雨により、都城市岳下で観測史上最高水位を更新し、洪水被害が発生した。

大淀川の治水対策は、大淀川水系河川整備基本方針（平成15年２月策定、平成28年７月変更）に沿って策定された大淀川水系河川整備計画（平成18年３月策定、平成30年６月変更）に基づいている。同計画における洪水調節後流量の目標値は、基準地点（河川の流量や水位の目標値を定めるための地点）である宮崎市柏田において9,100㎥／ｓと、主要地点（基準地点を補完する地点）である都城市岳下において900㎥／ｓとされている。

本体事業は、大淀川水系河川整備計画に基づき、都城市岳下において、大淀川の河川の流量を調整するために、遊水地を整備するものである。関連事業を含めた本件事業の完成により、大淀川の洪水調節効果の向上が図られるため、未然に洪水被害の軽減ができることから、地域住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。